

発議

いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会を設置

《全員賛成で可決》

人権教育が進んでいる本村において、いじめを防ぎ子どもたちが笑顔で安心して生活するための調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討するため特別委員会設置の決議が提出され可決されました。

提案者 須田 仁美

賛同者

南 千晴、蜂巣 實、三俣 実、小野関治義、清水 健一

委員長 須田 仁美  
副委員長 蜂巣 實

委員 南 千晴  
委員 清水 健一  
委員 小野関治義  
委員 三俣 実

※12月15日現在の委員会構成

討論

反対

南 千晴 議員

議会独自の個人情報保護条例の作成を検討すべき

議長会等が各議会の個人情報保護条例案を作成する際に参考となるよう

な条例のイメージ等々、個人情報保護委員会で見交換をしているということから、榛東村議会として条例案を作成したりすることを検討したりすべきと考え、この案に反対します。

議会は行政機関に当てはまらない  
《賛成2 反対9で否決》

個人の尊厳を基調とする高度情報化社会の実現を目指すため、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部に議会を加える改正案が提出され否決されました。

提案者

齊藤 将史、中島由美子

地方議会の取扱いは

この条例のもととなる国の法令では

地方議会の取扱いはどうなっていますか。

答 総務課長 この法の改正は令和4年4月から施行が予定され、改正後の法律を受けて、

個人情報保護委員会が設置されます。改正後の法律における地方公共団体の機関については、知事、市町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会などが該当します。地方公共団体の機関については、地方公共団体の機関から除外されています。全国市議会議長

議会は行政ではない  
《賛成2 反対9で否決》

今年度末以降順次お示しできよう、現在、総務省及び個人情報保護委員会と意見交換を重ねています。

村民の知る権利を村議会においても尊重するため、榛東村行政文書の公開に関する条例の一部に議会を加える改正案が提出され否決されました。

提案者

中島由美子、齊藤 将史

議会は行政か

行政文書の行政に議会が当てはまるのか、提案者と村に理由をお聞きします。

提案者 本来執行でも良いと思いましたが、提出者として行政文書に当たります。

答 総務課長 この法律の対象となつて

いるのは、行政機関ということ、各省庁であったり国家行政組織法に定める組織、それと会計検査院が対象となる法律です。

討論

反対

南 千晴 議員

議会は行政ではない

行政に議会が当てはまるのかということ、また、経過措置も示されていないということ、各議員の意見を集約し、同じ解釈で進めていくべきと考え、反対します。

ふれあい館

学童保育所

福祉センター

榛東村社会福祉協議会が引き続き管理運営

ふれあい館、学童保育所、福祉センターの指定管理者として榛東村社会福祉協議会を選定する議案が提出され、可決されました。選定は、令和3年9月に施設それぞれに管理者の候補者を募集する公告をし、10月19日から28日まで受付をした後、選定委員会を2回開催し、いずれも榛東村社会福祉協議会を指定管理者と選定しました。



ふれあい館

指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

申請団体数 1団体

選定委員会の主な意見

榛東村社会福祉協議会は、長期に渡り「ふれあい館」の指定管理者として適正運営をしています。「榛東村学童保育所」、「榛東村福祉センター」の指定管理者としても適切な管理運営の実績があります。社会福祉法人として営利を目的とすることなく、福祉的な視点に立った管理及び運営を行うことが見込まれます。



学童保育所

指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

申請団体数 2団体

選定方法 各申請者に対し書類審査及びヒアリングを実施

選定理由

榛東村社会福祉協議会は、得点評価において17の評価項目のうち14項目が他団体よりも高い評価を重ねました。評価点は、合計得点1,000点満点のところ他団体が580点であったのに対して710点でした。特に「過去3年間の実績を見ると運営上問題がない」、「団体の特性を生かし、各団体や村との連携がとれているため、子どもたちの安全、安心につながる支援ができています」という評価を受けました。



福祉センター

指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

申請団体数 1団体

選定委員会の主な意見

榛東村社会福祉協議会は、平成19年度から現在まで、福祉センターの指定管理者として適切な管理運営を実施しています。利用者との信頼関係もできており、継続が望まれます。